

## 十和田市観光物産交流施設内 特産品PRコーナー及び厨房施設運営に係る事業者募集

(一社)十和田市観光協会では、十和田市観光物産交流施設内にある特産品PRコーナー及び厨房施設を運営する事業者を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

### 1. 立地条件

- ① 十和田市観光物産交流施設の番地は、十和田市稲生町15-3（アートステーショントワダAST-内）
- ② 出店場所は、十和田市観光物産交流施設内の一角

### 2. 応募資格

- ① 公共施設内で経営を行うにふさわしい信用、技術、能力等を有すると認められる個人、または企業もしくは団体（以下「営業者」という。）

### 3. 施設条件

- ① 特産品PRコーナーは、十和田市を訪れる観光客やビジネスマンをはじめ、市民（以下「利用者」という。）に対しても、地域の特産品・農産物、土産品、民芸品、現代美術館グッズ、その他企画商品を紹介し、販売する。
- ② 厨房施設は、利用者に対して、地場産品を活用したファーストフードを提供する。また、必要に応じて、食育教室や実演販売など施設利用促進に繋がる取り組みを実施する。
- ③ 施設は、転貸してはならない。

### 4. 応募条件

- ① 本事業の応募は、十和田市観光物産交流施設内での特産品PRコーナーと厨房施設の営業者とする。
- ② 営業者となった営業者は、特産品PRコーナーに特産品を配置し、利用者にPR及び販売する。また、厨房施設は利用者に飲食を提供する。
- ③ 施設の整備区分は、厨房機器の一部（メンテナンス・修理等維持費及び更新は営業者の負担）は市が設置したものを扱い、それ以外については営業者が整備するものとする。なお、整備区分に疑義がある場合は、協議のうえ決定する。
- ④ 利用者に提供する飲食物については、地場産品を活用し、地域の特産物・農産物のPRまたは産業の振興に資することができるメニューを加えることが望ましい。

### 5. 営業条件

- ① 営業時間は午前9時～午後7時とするが、指定管理者と営業者とで協議して決定する場合がある。
- ② 地場産品を活用し、地域の特色を持ったメニューを提供する。
- ③ 飲食物の料金については、広く利用が図られる金額を設定するよう努めること。
- ④ 営業は継続し行うものとし、中途の撤退をしないこと。ただし、事情がある場合は協議の上対応する。基本的には、特産品PRコーナー及び厨房施設使用契約書の第6条、第7条に順ずるものとする。

⑤ 営業による損失については、市及び指定管理者は一切の責任を負わない。

## 6. 営業者が負担する経費

### (1) 施設使用料

営業者は、十和田市観光物産交流施設条例第7条（使用料）に規定する使用料を毎月納めるものとする。

区分	使用料
特産品PRコーナー	月額 246,850円
厨房	月額 53,480円

### (2) 水道光熱費

営業者は、営業のために要した電気、水道等に係る費用を負担するものとする。

## 7. 応募書類および提出方法

### (1) 運営計画書（A4版用紙使用）

内容の構成

- ・運営計画（事業計画案、収支計画案、特産品の品揃え、飲食等の提供方法、メニュー、価格表、職員の体制）
- ・設備等計画（追加設備等がある場合の内容）

### (2) その他参考資料

- ・企業もしくは団体の場合は、事業内容や役員名等が分かる資料
- ・個人の場合は、飲食業に関する経歴等が分かる資料

### (3) 提出場所および提出方法

- ・提出場所 AST 十和田市観光物産交流施設
- ・提出方法 直接持参又は郵送

**【お問い合わせ先】** (一社) 十和田市観光協会  
〒034-0011 青森県十和田市稲生町 15-3  
AST 十和田市観光物産センター内  
TEL 0176-24-3006 FAX 0176-24-3007